

政治倫理の確立のための瀬戸市長の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第18号

政治倫理の確立のための瀬戸市長の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための瀬戸市長の資産等の公開に関する規則（平成7年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3号様式を次のように改める。

年 月 日

所 得 等 報 告 書

瀬戸市長



		所 得 金 額	基 因 とな っ た 事 実
総 合 課 税	事 業 所 得	円	
	不 動 産 所 得		
	利 子 所 得		
	配 当 所 得		
	給 与 所 得		
	雑 所 得		
	譲 渡 所 得		
分 離 課 税	一 時 所 得		
	土 地 等 の 事 業 ・ 雑 所 得		
	短 期 譲 渡 所 得		
	長 期 譲 渡 所 得		
	一 般 株 式 等 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得		
	上 場 株 式 等 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得		
	上 場 株 式 等 の 利 子 ・ 配 当 所 得		
先 物 取 引 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得			
山 林 所 得			

受 贈 財 産 の 課 税 価 額	円
-------------------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。